

岩手県告示第 837 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 18 年 8 月 11 日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
山崎外科医院	大船渡市盛町字宇津野沢 4 番地 7	平成 18 年 7 月 20 日